

5 災害復旧復興計画

役割分担表	自然 5-0-3
第1章 災害復旧事業の実施	自然 5-1-5
第2章 災害復興	自然 5-2-21

<役割分担表>

		第1章 災害復旧事業の実施	第1節 災害復旧事業の実施	第2節 被災者の生活再建支援	第3節 生活安定対策の実施	第4節 復旧 公共土木施設等の応急	第5節 税・使用料の徴収猶予 及び減免	第6節 経済安定化計画
ページ		自然 5-1-5	自然 5-1-5	自然 5-1-9	自然 5-1-13	自然 5-1-17	自然 5-1-19	自然 5-1-20
本部事務局	資料作成班							
	情報収集・発信班							
	広報班							
	電話応対班							
ロジチーム	人事総務班							
	財務・庁舎班			○				
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班							
	救助消火捜索班							
避難所対策チーム	健康福祉グループ	救護対策班						
		福祉対策班						
		保健対策班						
		ボランティア班						
	避難所配備職員							
	物資グループ	食料・飲料班						
		整備・用品班						
		給水班	○					
生活・生活支援チーム	トイレ班							
	廃棄物処理班							
	遺体班							
	被害認定班							
	生活支援班		○	○				
生活基盤・住宅チーム	下水班	○						
	二次災害防止班	○			○			
	住まい対策班							
教育班		○						
子育て班								
特命班								
関係機関	社会福祉協議会				○			
	上記以外							

		第2章 災害復興	第1節 組織の設置	第2節 復興計画の策定
ページ		自然 5-2-21	自然 5-2-21	自然 5-2-22
本部事務局	資料作成班			
	情報収集・発信班			
	広報班			
	電話応対班			
ロジチーム	人事総務班			
	財務・庁舎班			
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班			
	救助消火捜索班			
避難所対策チーム	健康福祉グループ	救護対策班		
		福祉対策班		
		保健対策班		
		ボランティア班		
	避難所配備職員			
	物資グループ	食料・飲料班		
		整備・用品班		
		給水班		
生活・生活支援チーム	トイレ班			
	廃棄物処理班			
	遺体班			
	被害認定班			
	生活支援班			
生活基盤・住宅チーム	下水班			
	二次災害防止班			
	住まい対策班			
教 育 班				
子 育 て 班				
特 命 班		○	○	
関係機関				

第1章 災害復旧事業の実施

第1節 災害復旧事業の実施 【二次災害防止班、給水班、下水班、教育班】

第1 災害復旧事業の種類

公共施設の災害復旧事業の種類は、概ね次のとおりである。

1 公共土木施設復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 海岸災害復旧事業
- (3) 砂防施設災害復旧事業
- (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (5) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (7) 道路災害復旧事業
- (8) 港湾災害復旧事業
- (9) 漁港災害復旧事業
- (10) 下水道災害復旧事業
- (11) 公園災害復旧事業

2 農林水産業施設災害復旧事業

- (1) 農地農業用施設災害復旧事業
- (2) 林地荒廃防止災害復旧事業
- (3) 林道施設災害復旧事業

3 都市施設等災害復旧事業

- (1) 街路災害復旧事業
- (2) 都市排水施設等災害復旧事業

4 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業

5 住宅災害復旧事業

6 社会福祉施設災害復旧事業

7 公立医療施設、病院等災害復旧事業

8 学校教育施設災害復旧事業

9 社会教育施設災害復旧事業

10 中小企業の振興に関する事業計画

11 その他の災害復旧事業

第2 激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続等は以下のとおりである。

1 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

2 特別財政援助の交付手続き

市は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に係る調書を作成し、県の関係部局に提出する。

3 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
 - ② 公共土木施設災害関連事業
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業
 - ④ 公営住宅施設災害復旧事業
 - ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
 - ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ⑧ 障害者福祉施設災害復旧事業
 - ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
 - ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - ⑪ 感染症予防事業

⑫ 堆積土砂排除事業

⑬ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の施設災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する賃金の融資に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 共同利用小型船舶の建造費の補助
- ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

(4) その他の財政援助措置

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- ⑤ 水防資材費の補助の特例
- ⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

4 局地激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 障害者福祉施設災害復旧事業
- ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑪ 感染症予防事業

- ⑫ 堆積土砂排除事業 (公共的施設区域内)
(公共的施設区域外)
- ⑬ 滞水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費に対する補助
 - ③ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ③ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
- (4) その他の財政援助措置
- ① 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第3 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

1 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るために、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び(株)日本政策金融公庫法により、融資する。

(1) 天災資金

関係機関は、地震によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) (株)日本政策金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、(株)日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付け、信用保証協会の保証による融資を行う。

3 災害復興住宅資金

住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害用復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付けを行う。

第2節 被災者の生活再建支援 【生活支援班、財務・庁舎班】

第1 被災者生活再建支援金

【生活支援班】

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）に委託している。

1 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

- (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）若しくは2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満）における自然災害

2 報告・適用手続

(1) 報告

県は、上記1(1)～(6)のいずれかに該当する自然災害となることが明白であるか、又は、その可能性があると認められる場合には、次に掲げる事項について、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人あて報告する（内容に変更があった場合は、その都度報告）。

- ① 災害が発生した日時及び場所
- ② 災害の原因及び概況
- ③ 住宅に被害を受けた世帯の状況
- ④ 法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した市区町名又は県名
- ⑤ その他必要な事項

(2) 適用

県は、発生した自然災害が上記1(1)～(6)のいずれかに該当するものと認めた場合は、被災者生活再建支援法の適用を決定する。また、次に掲げる事項について、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人あて報告のうえ、公示を行う。

- ① 法の対象となる自然災害が発生した市区町名又は県名
- ② 当該市区町における住宅に被害を受けた世帯数
- ③ 公示を行う日
- ④ その他必要な事項

3 支給対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

4 支援額（下記①と②の合計で最大300万円）

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（用途限定なし）

区分 (上記 支給対象世帯)	① 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	② 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
(1)、(2)、(3)世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円
(4)世帯	50万円	

（注）1 単数世帯は上記支給額の3／4

2 申請期間：自然災害発生から①が13月間、②が37月間

第2 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下、「（公財）共済基金」という。）が共済給付金を給付する。

1 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害

2 共済給付金

区分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【一部損壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】
住宅再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○建設・購入・補修しない場合 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○一部損壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○一部損壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○建設・購入・補修しない場合 10万円
マンション共用部分 再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数 (加入戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入戸数 	<ul style="list-style-type: none"> ○一部損壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入戸数が上限) ○一部損壊(損害割合10%以上)でマンション補修12万5千円×加入戸数
家財再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 	—

(注) 1 住宅再建共済制度

- (1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1／2とする。
- (2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。
 - (ア) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
 - (イ) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

2 マンション共用部分再建共済制度

県外での建築の場合は、上記給付金の1／2とする。

3 家財再建共済制度

賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

3 請求方法

加入者が共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、市の窓口を通じて（公財）共済基金に請求する。

4 請求期間

原則として、自然災害が発生した日から5年以内

第3 義援金品の受付及び配分

【財務・庁舎班】

1 義援金品

(1) 義援金品の受付

- ① 一般から拠出された義援金で、市に寄託されたもの及び県から送付された義援金については、財務・庁舎班で受け付ける。
- ② 日本赤十字社兵庫県支部からの義援品については、財務・庁舎班で受け付け、被災者への配分を行う。
- ③ 財務・庁舎班は、義援金品を受領したときは、寄託者に受領書等を発行する。

(2) 義援金の保管管理

義援金については、被災者に配分するまでの間、金銭出納簿に記入のうえ指定金融機関等に預入保管する。

(3) 義援金の配分

財務・庁舎班は、義援金の配分について、被災者数等の被災状況を勘案のうえ、配分計画を立案し、被災者に配分する。なお、極力、金融機関口座等への口座振込方式で交付する。

第3節 生活安定対策の実施 【生活支援班、社会福祉協議会】

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに低所得者に対して災害援護資金の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、併せて、生活の安定化を促進する。

また、一般から拠出された義援金品で市に寄託されたもの及び県又は日本赤十字社兵庫県支部から送られた義援金を確実に被災者に配分するため、物資の保管場所、事務分担等について定める。

第1 災害弔慰金の支給

1 災害弔慰金等の種類、適用基準及び金額

(1) 災害弔慰金

① 対象となる災害の規模

生活支援班は、本市の区域内に住所を有する者が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による災害で、次の各号に掲げる災害の場合に死亡したとき、南あわじ市災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害弔慰金を支給する。

ア 本市の区域において住居が5世帯以上滅失した災害

イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

② 支給対象者

ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母

イ 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

③ 災害弔慰金の額

ア 生計維持者 500万円

イ その他の者 250万円

④ 死亡の推定

ア 3ヶ月間その生死がわからない場合

イ その者の葬儀が行われた場合

⑤ 支給の制限

次の場合は、災害弔慰金は支給しない。

ア 死亡者の故意又は重大な過失により生じた場合

イ 警察表彰規則、消防表彰規程、賞じゅつ金に関する訓令等に基づき、支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給された場合

ウ 市長が支給を不適当と認めた場合

⑥ 災害弔慰金の給付

生活支援班の調査及び被災者遺族からの申し出を受理後、口座振込方式で給付する。

(2) 災害障害見舞金

① 対象となる災害の規模

生活支援班は、本市の区域内に住所を有する者が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による災害で、次の各号に掲げる災害の場合に負傷し、又は疾病にかかり治ったときに、下記に掲げる程度の障害があるときは、南あわじ市災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害障害見舞金を支給する。

ア 本市の区域において住居が5世帯以上滅失した災害

イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

② 災害障害見舞金の額

ア 生計維持者 250万円

イ その他の者 125万円

③ 障がいの程度

ア 両眼が失明したもの

イ 咀しゃく及び言語の機能を廃したもの

ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの

エ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの

オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの

カ 両上肢の用を全廃したもの

キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの

ク 両下肢の用を全廃したもの

ケ 精神又は身体の障がいが重複する場合、当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの

④ 「災害障害見舞金」に関する給付

生活支援班は、災害障害見舞金申請後、口座振込方式で給付する。

※ 資料編 「6-3 南あわじ市災害弔慰金の支給等に関する条例」

「6-4 南あわじ市災害見舞金等支給条例」

第2 兵庫県災害援護金等の支給

県知事が被災者に対して災害援護金等を支給する場合には、市長は支給について協力する。

1 県の災害援護金の種類、金額及び適用基準

(1) 災害援護金

① 支給対象

- ・市内に住所を有する被災世帯主及び重傷の被災者
- ・知事が特に必要があると認める災害による被災世帯主及び重傷の被災者

② 適用基準

自然灾害

- ・1の市町区域内の被害数が5以上あるとき

- ・知事が特に必要があると認めるとき

その他の災害

- ・災害救助法による救助が実施されたとき

- ・知事が特に必要があると認めたとき

③ 支給額

災害の種別	被害の種別	災害援護金の額	
自然灾害	住家の全壊、全焼又は滅失	1世帯につき	200,000円
	住家の半壊又は半焼	1世帯につき	100,000円
	住家の床上浸水	1世帯につき	50,000円
	重傷の被災者	1人につき	30,000円
その他の災害	住家の全壊又は全焼	1世帯につき	50,000円
	住家の半壊又は半焼	1世帯につき	30,000円

* 被害数は被害を受けた世帯数により算定するものとし、全壊(全焼、流失)は1、半壊(半焼)は1/2、床上浸水は1/3として計算する。

(2) 死亡見舞金

災害区分	区分	災害発生場所		適用基準
		県内	県外	
自然灾害	県民	200,000円	200,000円	① 災害の規模は問わず、自然災害により1名以上の死者が生じたとき ② 知事が特に必要があると認めたとき
	県民以外の者	60,000円		
その他の災害	県民	100,000円	100,000円	① 災害救助法による救助が実施された他の災害により1名以上の死者が生じたとき ② 知事が特に必要があると認めたとき
	県民以外の者	60,000円		
	県外には外国は除外する。			

第3 災害援護資金の貸付

生活支援班は、自然災害により被害を受けた世帯主に対し、南あわじ市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害援護資金の貸付けを行う。

種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件	償還方法																
災 害 援 護 資 金	<p>① 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害でかつ県内の区域内で災害救助法による救助が行われた災害により被害を受けた世帯</p> <p>② 貸付対象者 上記被害を受けた世帯の世帯主</p> <p>③ 所得制限 市県民税に係る総所得、退職所得、山林所得、長期・短期譲渡所得の合計額で同一世帯に属する者が</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 1人の場合 220万円以下 イ. 2人の場合 430万円以下 ウ. 3人の場合 620万円以下 エ. 4人の場合 730万円以下 オ. 5人以上の場合 730万円+30万円 ×(世帯人数-4)以下 カ. 住家が滅失した場合 1,270万円以下 	<p>① 世帯主に1ヵ月以上の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 家財についての被害金額がその家財の価額の概ね1/3以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居が半壊した場合</td> <td>(350) 270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居が全壊した場合</td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>② 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居が半壊した場合</td> <td>(250) 170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居が全壊した場合</td> <td>(350) 250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居全体が滅失し又は流出した場合</td> <td>350万円</td> </tr> </table>	ア 家財についての被害金額がその家財の価額の概ね1/3以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合	150万円	イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	250万円	ウ 住居が半壊した場合	(350) 270万円	エ 住居が全壊した場合	350万円	ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	150万円	イ 住居が半壊した場合	(250) 170万円	ウ 住居が全壊した場合	(350) 250万円	エ 住居全体が滅失し又は流出した場合	350万円	<p>貸付期間10年 [(据置期間3年(市長が必要と認めた場合5年)を含む。)]</p> <p>利子: 年3%(据置期間は除く。)</p> <p>保証人: 連帯保証人1人</p> <p>違約金: 年10.75%</p>	半年賦元利均等
ア 家財についての被害金額がその家財の価額の概ね1/3以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合	150万円																			
イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	250万円																			
ウ 住居が半壊した場合	(350) 270万円																			
エ 住居が全壊した場合	350万円																			
ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	150万円																			
イ 住居が半壊した場合	(250) 170万円																			
ウ 住居が全壊した場合	(350) 250万円																			
エ 住居全体が滅失し又は流出した場合	350万円																			

(注) ()内の額は、被災した住居を建て直すのに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等の特に市長が認めた場合の額

第4 生活福祉資金の貸付

【社会福祉協議会】

社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、その経済的自立や生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことができるよう、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、生活福祉資金の貸付を行う。

貸付限度	利率(年利)	償還期限	備考
150万円以内	無利子 ただし連帯保証人を立てない場合は1.5%	7年以内 (据置期間は1年以内)	災害救助法の適用とならない小規模な災害等に限る

第4節 公共土木施設等の応急復旧 【二次災害防止班】

災害発生後の民生の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧計画を立てる前に、路面上の落石土を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切などを請負に付して、応急復旧を実施する。

第1 道路・橋梁

1 災害時の応急措置

(1) 被害状況等の調査

道路管理者は、災害が発生した場合、被害状況及び道路上の障害物の状況を調査する。

(2) 交通規制

通行が危険な道路が発見された場合は、直ちに警察署に連絡し、交通規制等の措置を講じる。

2 応急復旧対策

(1) 道路の応急復旧

道路管理者は、被害を受けた道路及び橋梁について応急復旧を実施する。

(2) 仮設道路の設置

被災した道路又は橋梁が唯一の交通路で、緊急物資、復旧資機材等の輸送のため、緊急に交通を確保しなければならないものや近傍に迂回路が無いもの、又は本復旧に長時間を要するものについては、仮道、仮橋又は仮桟橋を設ける。

第2 河川・内排水施設

1 被災状況の調査

施設管理者は、災害が発生した場合、浸水等被害状況等の調査を行う。

2 応急復旧対策

破堤箇所又は放置すれば破堤のおそれがある箇所で、民生安定上放置し難いものについて行うこととし、仮締切、決壊防止工事などの工程について、中洪水程度の出水で直ちに被災することのないよう緊急施工する。また、河口埋塞については、港湾、漁港、海岸災害として行うもののほか、流水に支障のあるものについて、埋塞土砂の浚渫を行う。

第3 その他公共施設

災害が発生した場合、各公共施設の管理者は、次のような応急措置を講じる。

1 砂防施設災害

護岸及び流路工の決壊に係るもので、放置すれば下流へ影響するおそれが大きいものについて行う。その内容は河川と同じ要領である。

2 港湾、漁港、海岸災害

護岸の決壊については、増破のおそれのあるものや、普通潮位、平水等においても、海水又は河水が流入するような箇所に対し、仮締切、決壊防止工事などを行う。

3 土砂災害

- (1) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するとともに、国・県に協力を要請し、次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - ③ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (2) 危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図る。

第5節 税・使用料の徴収猶予及び減免

【各部】

被災した住民や事業者等に対し、地方税法又は市条例あるいは臨時の特例措置により、期限の延長及び減免措置をそれぞれの事態に応じて、適時適切に講じる。

第1 税の徴収猶予及び減免

1 市税の納税緩和措置

(1) 期限の延長（地方税法第20条の5の2、南あわじ市税条例第18条の2）

被災した納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出、又は市税を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害が収まった後2ヶ月（特別徴収義務者は30日）以内に限り、当該期間を延長することができる。

市長が公示により、地域及び期日その他必要な事項を指定する。

(2) 徴収猶予（地方税法第15条第1項・第4項）

被災した納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予することができる。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行うことができる。

(3) 滞納処分の執行の停止（地方税法第15条の7第1項）

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行を停止することができる。

(4) 減免（南あわじ市税条例第71条、南あわじ市国民健康保険税条例第26条、南あわじ市国民健康保険税減免規則、南あわじ市市税減免規則第3条、南あわじ市災害による被害者に対する市税減免規則）

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について、次により減免を行う。

① 市民税・国民健康保険税

被災した納税義務者本人又は所有に係る住宅、家財の被災の程度に応じて、納期末到達分にかかる税額につき減免を行う。

② 固定資産税

被災した固定資産（土地、家屋、償却資産等）の被災の程度に応じて、納期末到達分にかかる税額につき減免を行う。

2 使用料等の減免措置

災害により甚大な被害を受け、通常の生活を確保することが困難となった者に対し、減免措置を実施する。

第6節 経済安定化計画 【産業建設部】

災害により被害を受けた産業に対し、社会秩序の維持や経済安定を図るための対策について定める。

第1 流通機能の回復

食料品や日用品等の生活関連物資の安定供給を早期に回復するため、市は商工会等との連携をもとに、大規模小売店舗、商店街、市場等の被害状況を把握するとともに、早期営業の再開を要請する。

第2 中小企業への支援

災害により被害を受けた中小企業を支援するため、市は県と金融機関の協力を得て、災害復旧特別資金融資制度の利用促進や既存融資制度等の特例措置の適用要請を行い、事業の安定化を図る。

また、事業資金の融資制度や仮設店舗、工場建設等の支援策の紹介や各事業の早期再開に関する各種相談を受ける窓口を開設する。

第3 雇用の確保

災害により職業を失ったものに対する雇用の確保については、市内事業者に対して、被災者の優先的な雇用の促進を要請するとともに、県産業労働部及び公共職業安定所に対して、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施などによる早期再就職の促進策の要請を行う。

第2章 災害復興

第1節 組織の設置

【特命班】

第1 復興本部

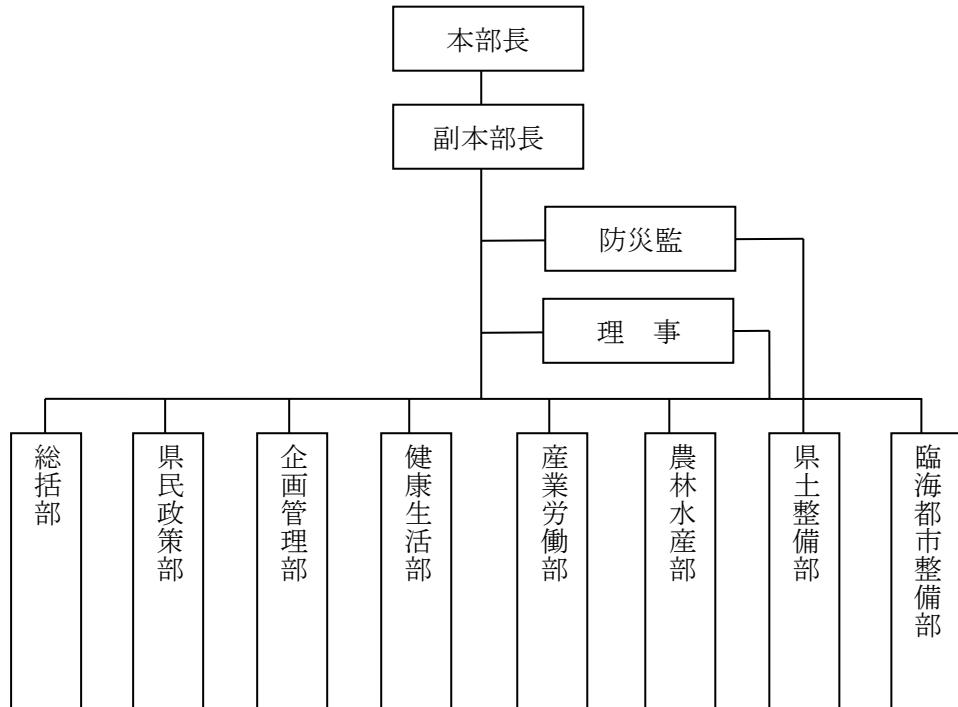
市は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後の早期において横断的組織としての復興本部を設置する。

1 復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、阪神・淡路大震災における県復興本部を参考にして、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定する。

なお、復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

【参考：兵庫県阪神・淡路大震災復興本部の組織（平成16年度）】



第2節 復興計画の策定 【特命班】

第1 復興計画の基本的な考え方

著しい被害を受けた被災地域住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため、必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順について定める。

その際、被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）とも調整を図り、災害以前の状態を回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

第2 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進にあたっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進する。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体から参画を得るために、以下の取り組みに配慮する。

- ① 被災者、各分野にわたる有識者、住民団体、各地域の住民等への意見募集
- ② 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- ③ 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラム等の開催 等

第3 復興計画の策定

1 策定上の留意事項

計画策定にあたっては、次の事項等に留意し、被害の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

(1) 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活を自分たちで守り創造していく取り組みが重要であり、行政は、住民、事業所、団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、共同して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。

その際、特に女性や要配慮者の参画を促進する。

(2) ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮する。

(3) 阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用

阪神・淡路大震災の総括検証・提言事業の成果や復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

2 構成例

- (1) 基本方針
- (2) 基本理念
- (3) 基本目標
- (4) 施策体系
- (5) 復興事業計画 等

想定される事業分野

- ・ 生活
- ・ 住宅
- ・ 保健、医療
- ・ 福祉
- ・ 教育、文化
- ・ 産業、雇用
- ・ 環境
- ・ 都市及び都市基盤 等

3 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に、重要で緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、分野別の緊急復興計画を策定する。